

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成20年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成20年6月6日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 望 月 薫 雄

- 1 試験の日時 平成20年10月19日（日）午後1時から午後3時まで
ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定による、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの（宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については、午後1時10分から午後3時まで
- 2 試験の場所 鳥取市湖山町南四丁目101 鳥取大学
- 3 試験の内容
 - (1) 内容 おおむね次の事項について行う。
 - ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
 - イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
 - ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
 - エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
 - オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
 - カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
 - キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。ただし、登録講習修了者については、前記ア及びオに掲げる事項に関する問題を免除する。
 - (2) 出題法令 平成20年4月1日現在施行されている法令による。
- 4 試験の方法及び出題数
 - (1) 方法 4肢択一式の筆記試験による。
 - (2) 出題数 50問
ただし、登録講習修了者については、45問とする。
- 5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 6 受験申込み
 - (1) インターネットによる申込み
 - ア 試験案内の掲載
 - (ア) 掲載期間 平成20年7月1日（火）から同月15日（火）まで
 - (イ) 掲載場所 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）
 - イ 申込期間 平成20年7月1日（火）午前9時30分から同月15日（火）午後9時59分まで
 - ウ 申込方法
 - (ア) 財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）にアクセスし、受験申込画面において必要な事項（登録講習修了者については、登録講習修了者証明書（修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの）に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む。）を入力する。
 - (イ) 写真ファイル（平成20年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJPEG形式のもの）を添付する。
 - エ 受験手数料
 - (ア) 7,000円
 - (イ) 財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する（事務手数料は、本人負担とする。）。

(2) 郵送による申込み

ア 試験案内及び受験申込書の配布

(ア) 配布期間 平成20年7月1日(火)から同月31日(木)までとする。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。

(イ) 配布場所 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会の東部、中部及び西部の各支部並びに鳥取県生活環境部住宅政策課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局建築住宅課並びに社団法人全日本不動産協会鳥取県本部

イ 申込期間

平成20年7月1日(火)から同月31日(木)までの日付の消印のあるものに限り有効とする。

ウ 提出書類

(ア) 受験申込書(受験手数料納入済を証する振替払込受付証明書又は銀行振込受付証明書をはったもの)

(イ) 写真1枚(平成20年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの。ただし、顔の寸法は、頭頂からあごまでが3.2センチメートル以上3.6センチメートル以下の大きさとする。)

(ウ) 登録講習修了者については、前記(ア)と(イ)に加えて登録講習修了者証明書(ただし、修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のものに限る。)

エ 受験手数料及び納付方法

(ア) 受験手数料 7,000円

(イ) 納付方法 受験申込前に、所定の振替用紙又は銀行振込用紙により、ゆうちょ銀行(郵便局)又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行口座に払い込むこと(払込手数料は、本人負担とする。)

オ 郵送先及び郵送方法

社団法人鳥取県宅地建物取引業協会(鳥取市川端二丁目125鳥取県不動産会館2階)あて、配達記録郵便で申し込むこと。

7 合格発表

(1) 発表の期日 平成20年12月3日(水)

(2) 発表の方法 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会の東部、中部及び西部の各支部並びに鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に合格者氏名を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

8 試験に関する問い合わせ先

社団法人鳥取県宅地建物取引業協会 電話 0857-23-3569